

社会保障制度改革に伴う 福祉医療制度の見直しについて

平成26年2月
滋賀県健康福祉部

国の見直し(案)

70～74歳の患者負担特例措置の見直し

○ 70～74歳の者の患者負担は、現在、2割負担と法定されている中で、平成20年度から毎年度、約2千億円の予算措置により1割負担に凍結している。

○ 高齢者医療制度改革会議 最終とりまとめ(平成22年12月20日) -抄-

「新たな制度の施行日以後、70歳に到達する方から段階的に本来の2割負担とする」⇒ 個人で見た場合、負担が増える人が出ないような方法

○ 社会保障制度改革国民会議 報告書(平成25年8月6日) -抄-

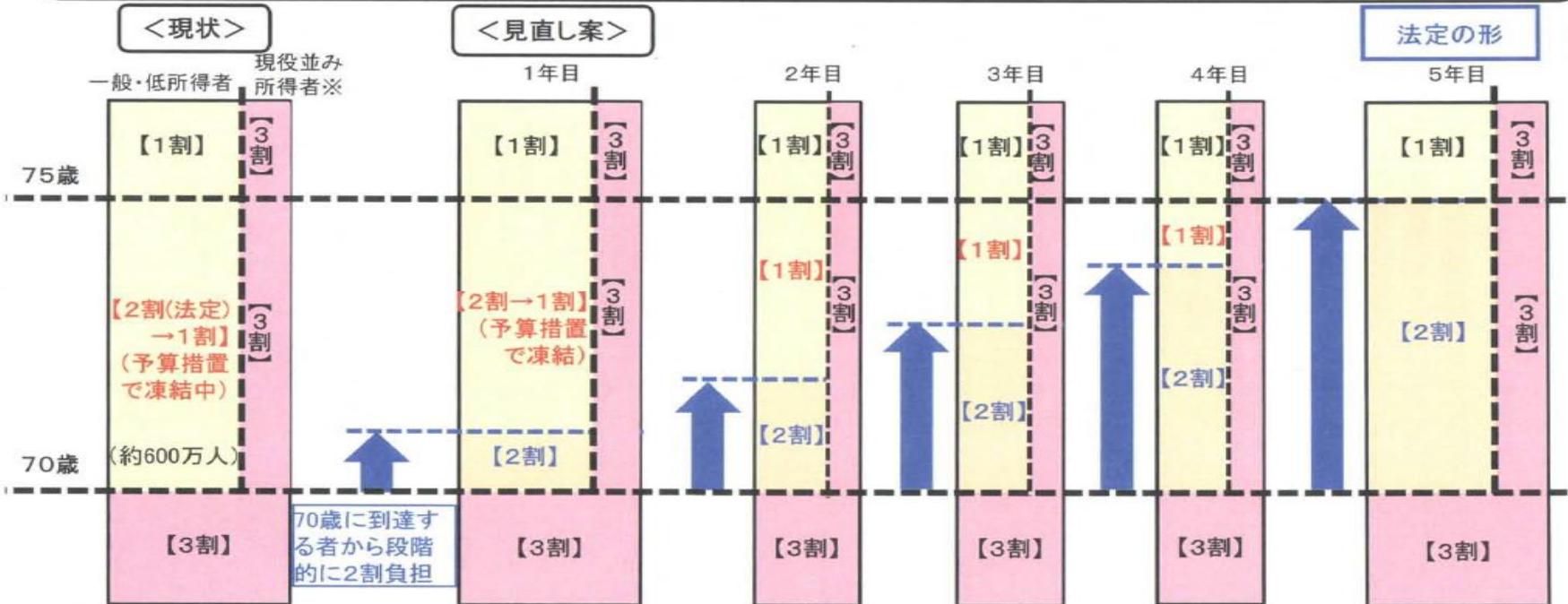
暫定的に1割負担となっている70～74歳の医療費の自己負担については(略)、世代間の公平を図る観点から止めるべきであり、政府においては、その方向で、本年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」のとおり「早期に結論を得る」べきである。その際は、低所得者の負担に配慮しつつ、既に特例措置の対象となっている高齢者の自己負担割合は変わらないことがないよう、新たに70歳になった者から段階的に進めることが適当である。

○ 社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子(平成25年8月21日閣議決定) -抄-

(6) 持続可能な医療保険制度を構築するため、次に掲げる事項等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

③ 保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等について次に掲げる措置

イ 低所得者の負担に配慮しつつ、70歳から74歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せて検討する負担能力に応じた負担との観点からの高額療養費の見直し



※ 現役並み所得者

国保世帯: 課税所得145万円以上の70歳以上の被保険者がいる世帯、被用者保険: 標準報酬月額28万円以上の70歳以上の被保険者及びその被扶養者 (ただし、世帯の70歳以上の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満(70歳以上の被保険者が1人の場合は383万円未満)の場合は除く)

65～69歳老人(低所得老人)

受給要件:65歳から69歳で市町村民税非課税世帯の老人

所得制限:市町村民税非課税

給付内容:保険適用総医療費から、保険給付の額を控除した額を給付

ただし、高齢者医療確保法の例による本人一部負担金相当額(1割)を控除

{医療保険の本人3割負担のうち、1割を本人が負担、2割を福祉医療で助成}

※ひと月あたりの自己負担限度額を設定。外来8,000円(12,000円)、入院+外来24,600円(44,400円)。

※給付実績(H24年度) 対 象 者: 5,363人(月平均助成対象者)
補助基本額:301,479千円(県1/2、市町1/2)

ひとり暮らし高齢寡婦

受給要件:65歳から69歳で、ひとり暮らし寡婦に該当する者

所得制限:老齢福祉年金の所得制限を適用

給付内容:保険適用総医療費から、保険給付の額を控除した額を給付

ただし、高齢者医療確保法の例による本人一部負担金相当額(1割)を控除

{医療保険の本人3割負担のうち、1割を本人が負担、2割を福祉医療で助成}

※ひと月あたりの自己負担限度額を設定。外来8,000円(12,000円)、入院+外来24,600円(44,400円)。

※給付実績(H24年度) 対 象 者: 100人(月平均助成対象者)
補助基本額:7,700千円(県1/2、市町1/2)

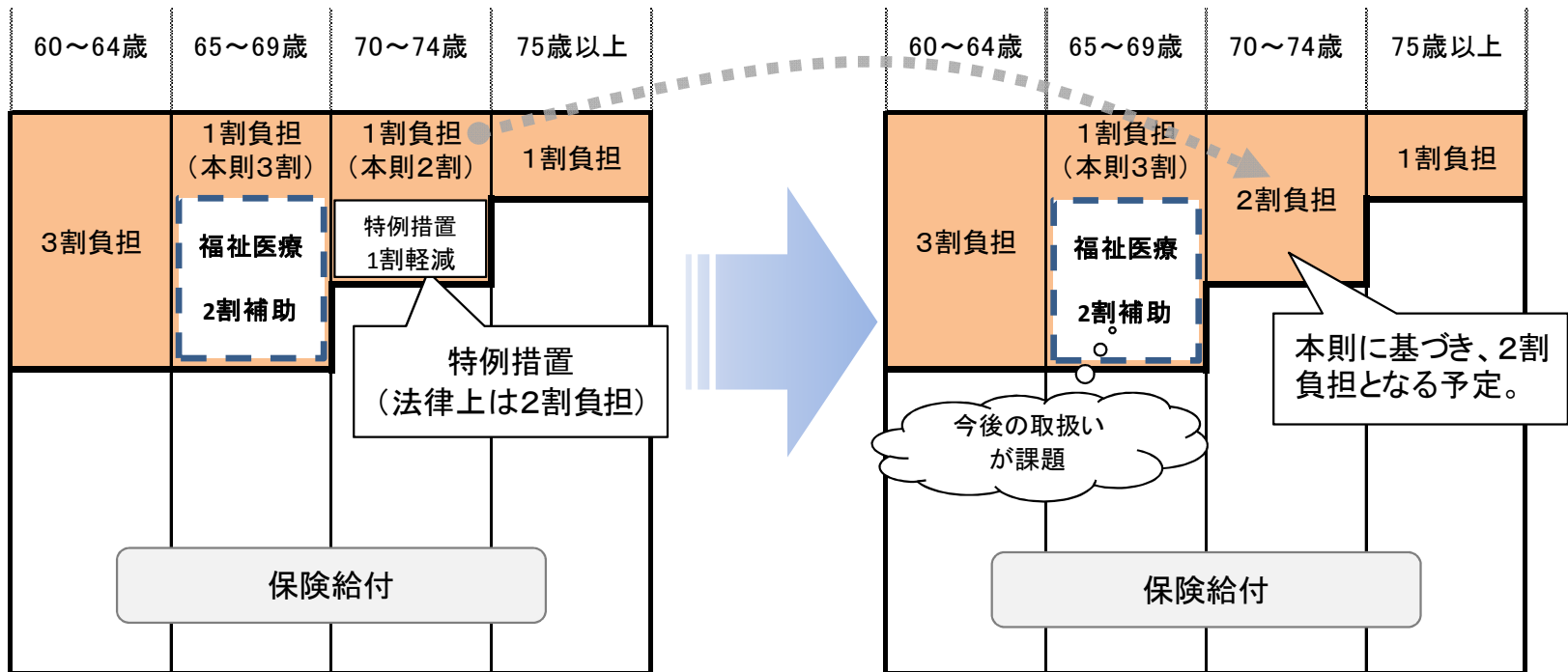
社会保障制度改革に伴う影響

— 70～74歳の医療費窓口負担(1割)を、本則の2割負担へ —

低所得老人・ひとり暮らし高齢寡婦の医療費負担

現 行

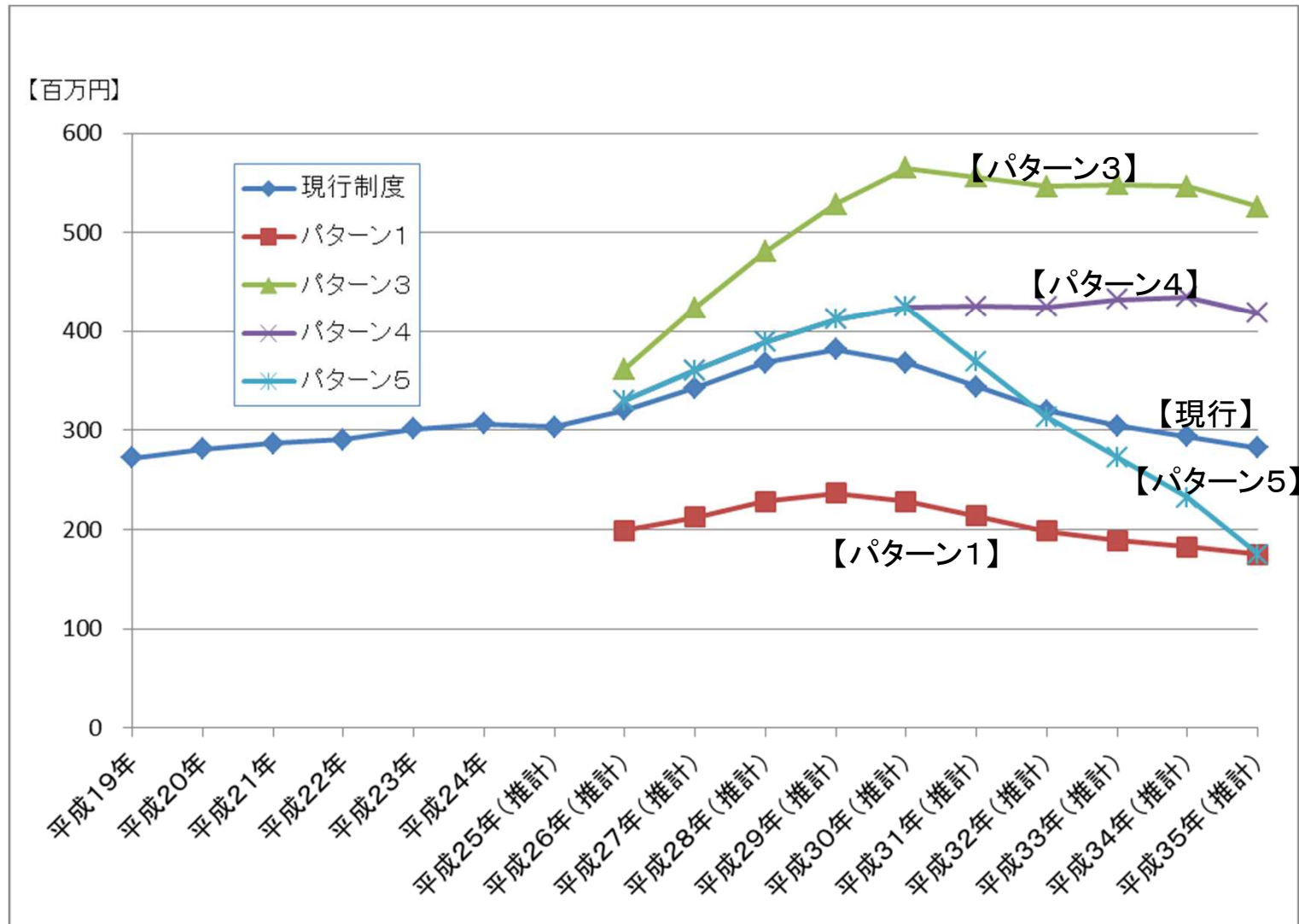
国の見直し後



現制度では、国の見直し後、70歳～74歳の期間が2割負担(その前後は1割負担)となり、年代間での不整合が生じることとなる。

老人福祉医療費の推計

【低所得老人・ひとり暮らし高齢寡婦】



- ※ 平成25年度以降の医療費については、直近5年間の実績等をもとに推計している。
- ※ 患者負担割合の見直しによる医療費への影響額については平成25年11月分のレセプトデータを基に試算している。
- ※ 税制改正および診療報酬の改定の影響は織り込んでいない。
- ※ 福祉医療の実施に伴う医療費波及効果については、織り込んでいない。

県の見直し(案)

基本的な考え方

- 低所得高齢者の受療機会を確保するためのセーフティネットとして、福祉医療制度は維持する。
- 現役世代が減少し高齢者が急速に増加するなど、社会・経済構造が大きく変化する中で、制度を安定的に持続させていくためには一定の見直しが必要。
- 世代間の公平という観点から、自己負担の点からも、助成内容については他の世代と均衡が必要。
- 昭和50年(制度創設時)と近年(平成22年)の比較で、平均寿命は10歳程度延び、受療率は2割以上低くなっており、65～69歳の高齢者の健康状況は明らかに変化しており、これを踏まえた見直しを行うことが必要。
- 同様の制度を行っている府県は、全国的にも少なく(4府県のみ:いずれも近畿)、また制度の拡大は国の社会保障改革の方向性と異なる。
- 見直しにより生まれた財源は、まずは高齢者対策の充実を図るとともに、さらには子育て支援をはじめとした社会保障の充実に充当する。

見直し(案)

- 65～69歳の本人負担をこれまでの1割から2割に引き上げる。(自己負担の上限額は据え置く。)

- 年代間でばらつきが出ることは好ましくないので、経過措置を設けず一定の時期に制度見直しを行う。
- 福祉医療はこれまでの2割助成から1割助成とし、制度を維持する。

見直し時期について

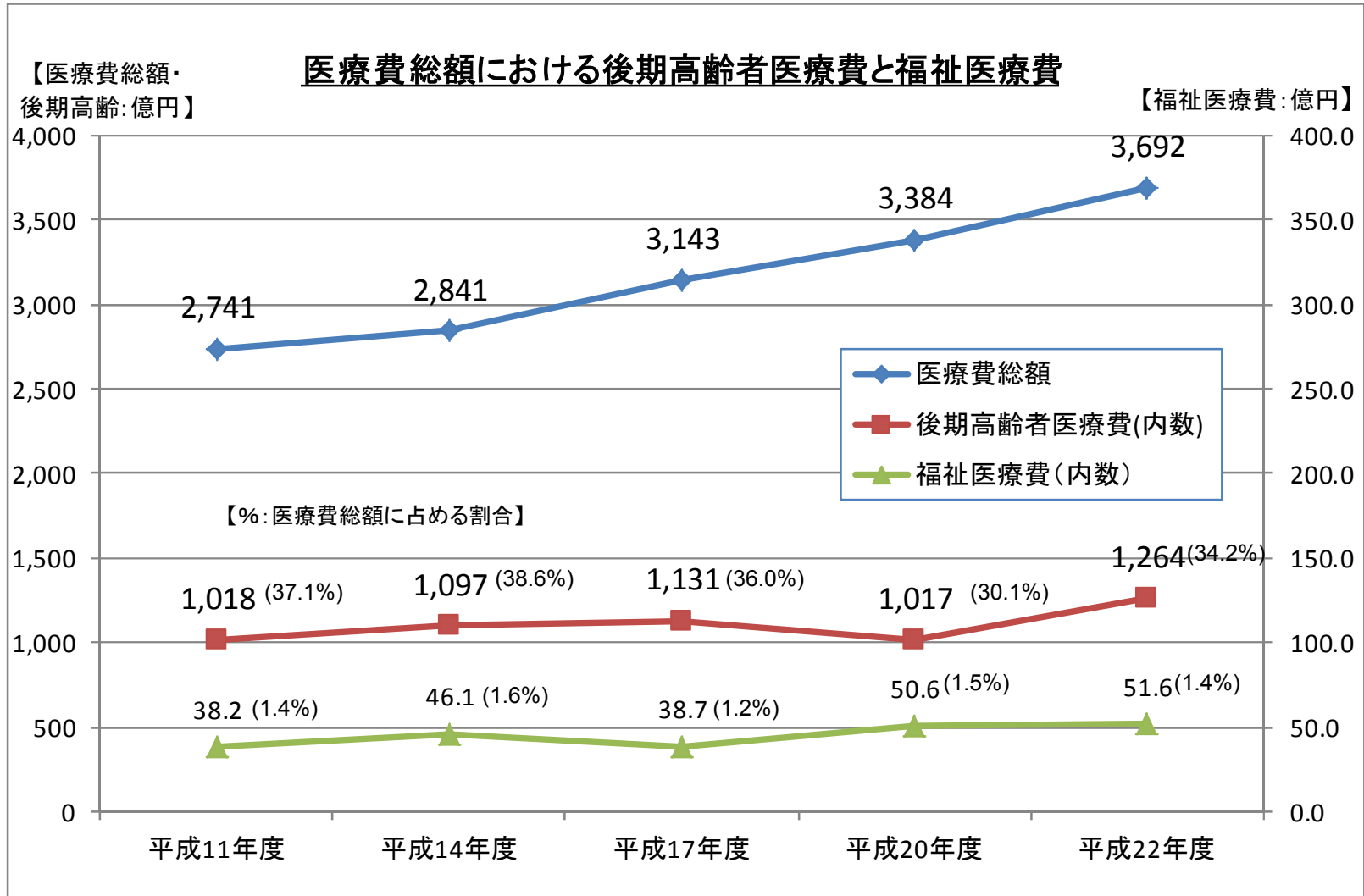
基本的な考え方

- 受給者にとって不利益となる見直しであり、十分な周知期間が必要である。また、医師会や薬剤師会等関係団体へも早期に周知を図り、窓口で混乱をきたさないよう配慮する必要がある。
- 今回の見直しは、消費税アップや年金の引き下げという状況の中、受給者や一部の市町からの異論も予想されることから、見直しにより生まれた財源を活用し、現状を見据えた新たな施策を構築することにより、県民の理解も得やすく、こうした施策構築のための検討期間が必要。
- 福祉医療受給券は8月が更新時期となっており、円滑な制度移行のためには、見直し実施時期を8月からとすることが適切である。

見直し時期

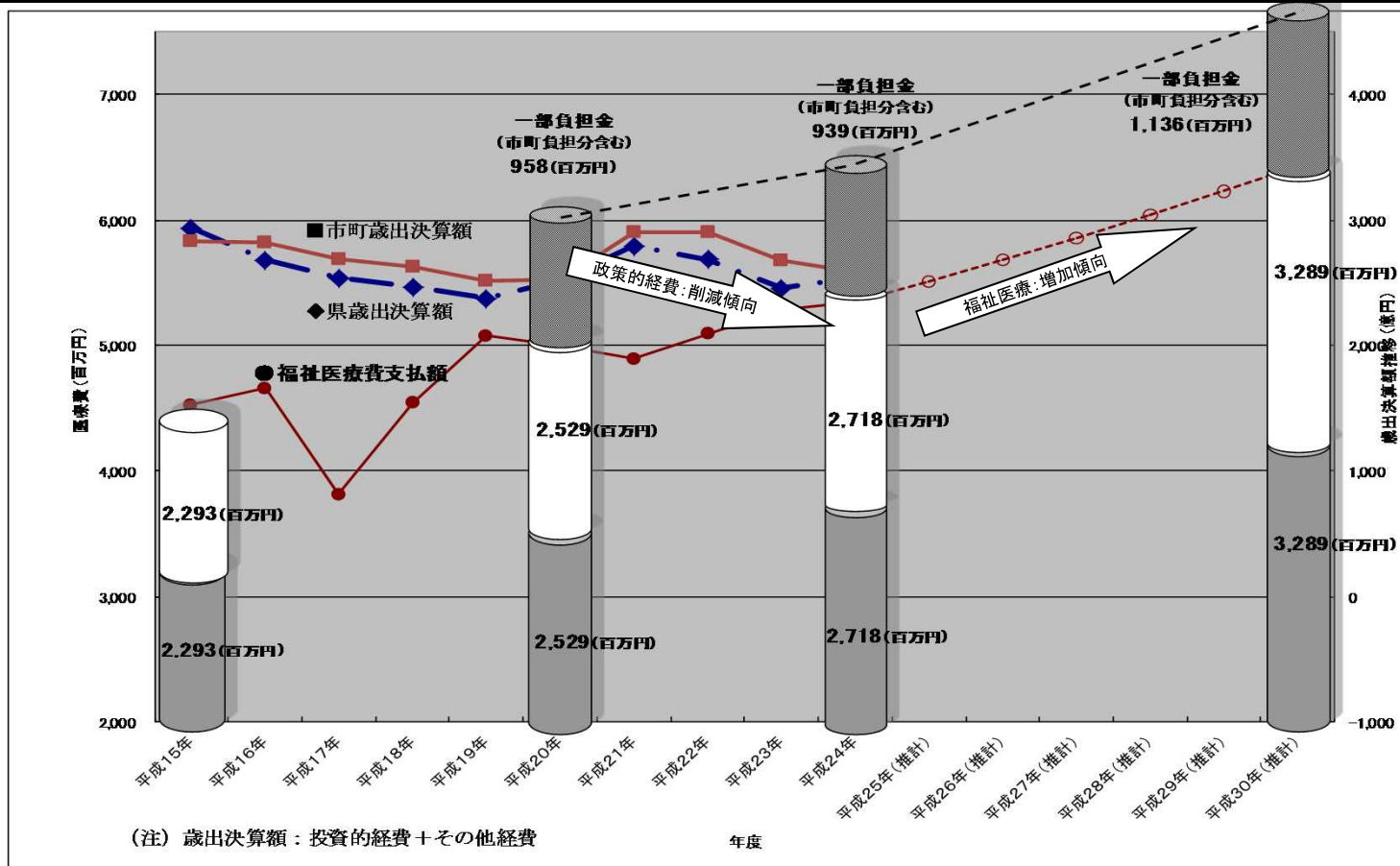
- 平成27年8月とする。

滋賀県の医療費の推移



福祉医療制度の現状(経費の推移)

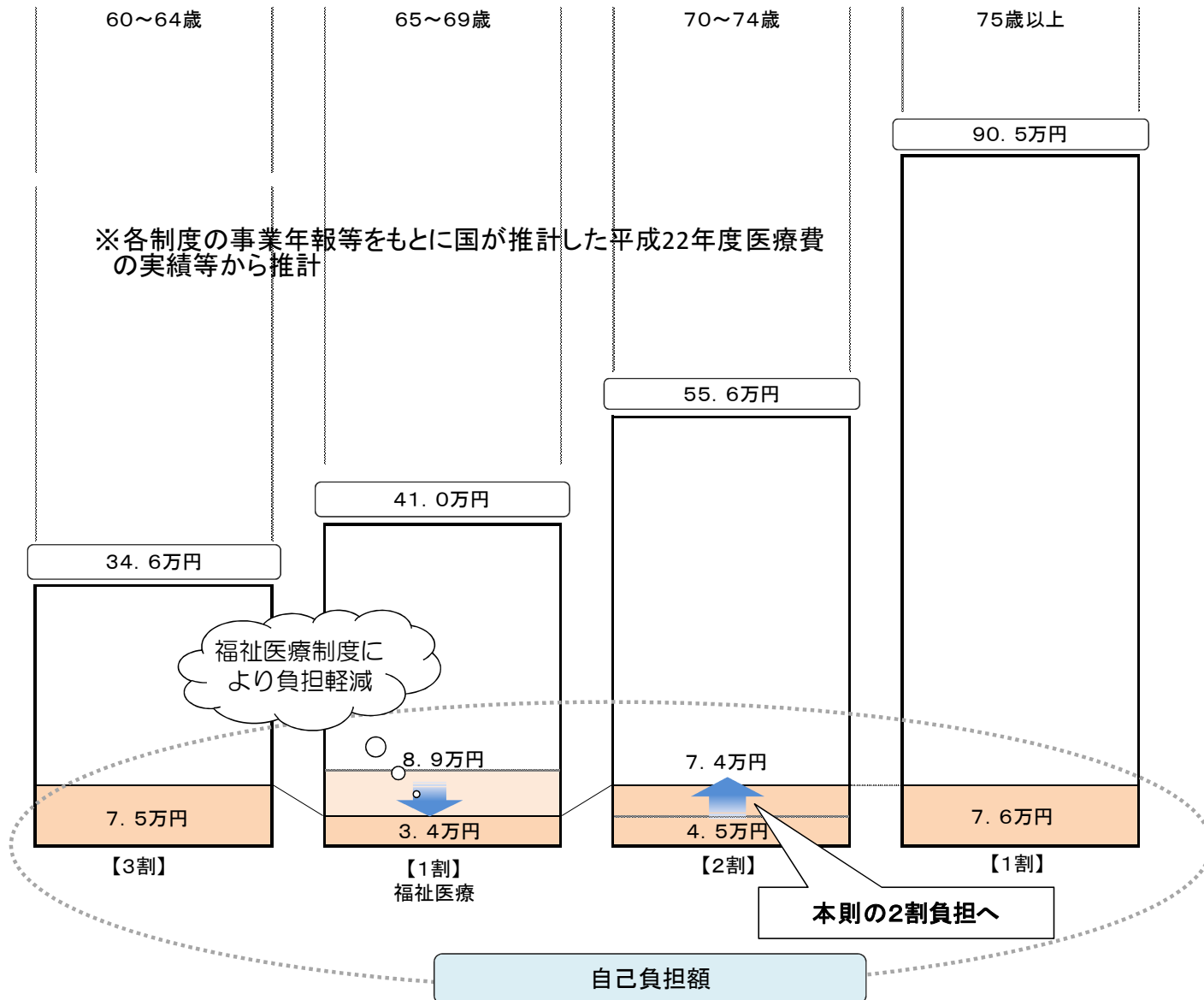
- 福祉医療費は、今後、年率3.2%程度の伸びが見込まれる。
- 「政策的な経費」は、年率3.8%(市町) 2.9%(県)程度の減少が続いている。



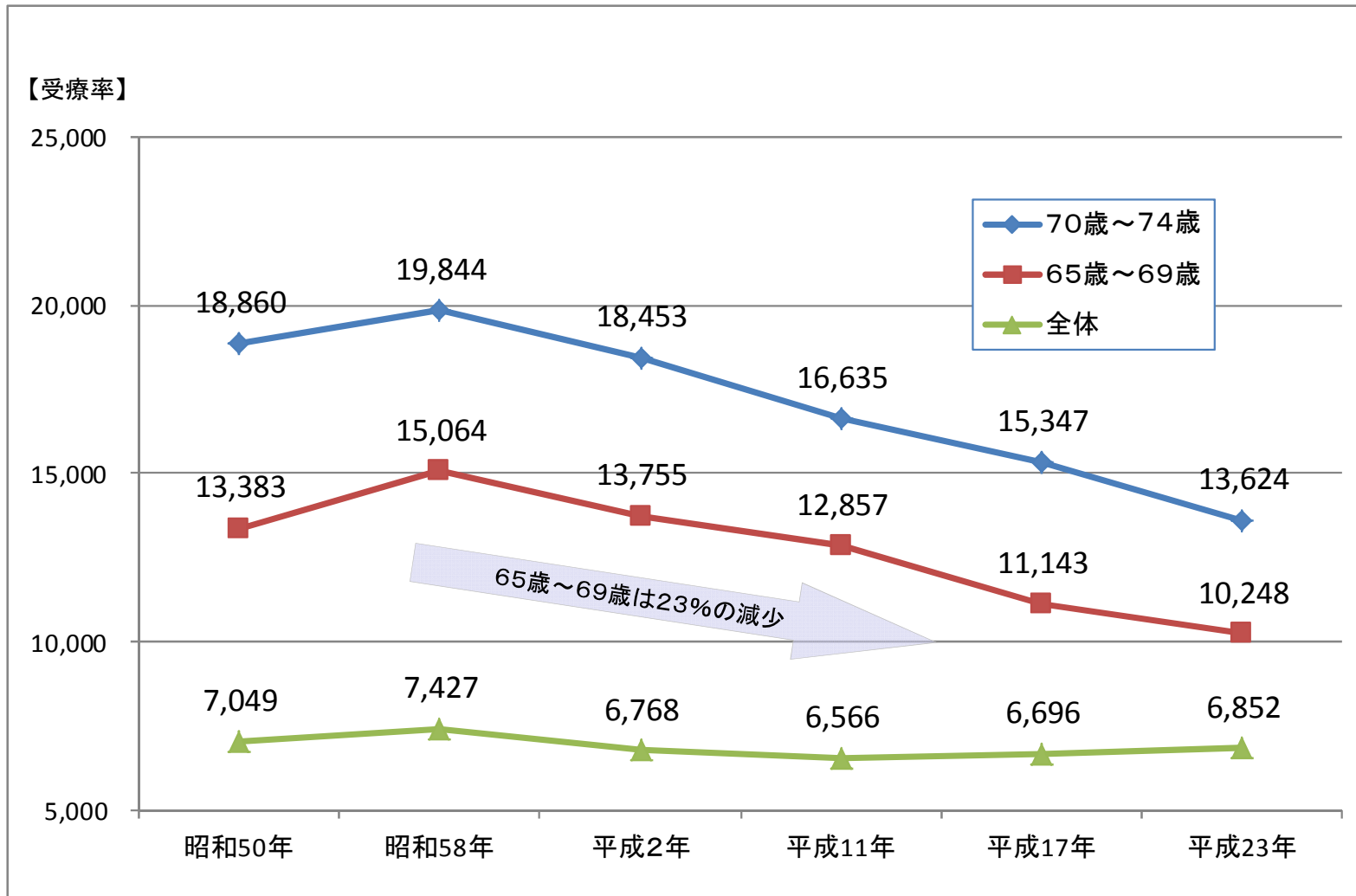
- 自己負担金(市町負担分含む)
- 市町負担分
- 県負担分

※なお、自己負担金については乳幼児が平成15年8月から、その他が平成17年8月から導入されているが、データ集計処理上、平成19年より計上している。

一人当たりの医療費と自己負担額



受療率の推移 【人口10万人対】



他府県の状況（低所得老人）

【兵庫県保険医療課調査（平成25年4月1日現在）から】

	制度開始日	対象年齢					所得制限	一部負担金	備考
		65	66	67	68	69			
滋賀	S48.10.1	○	○	○	○	○	市町村民税非課税世帯に属する人 （本人・配偶者・直系血族・兄弟姉妹の 全員が非課税に属すること）	※ 高確法準用 （1割負担）	・平成20・21年度に見直し検討（現状維持）
京都	S45.10.1	○	○	○	○	○	本人および生計中心者が所得税非課税	※ 高確法準用 （1割負担）	・要件：単身、老人世帯、寝たきり等 ・平成19年度に制度見直しを検討。 ・現在、見直しの方向で検討中。
兵庫	S46.10.1	○	○	○	○	○	市町村民税非課税者で本人の年金収 入を加えた額が80万円以下の者	一般・低Ⅱは2割負担 低Ⅰは1割負担	・（高齢）重度障害者医療および母子家庭等医 療に該当する者は除く。 ・現在、見直しの方向で検討中。
和歌山	S48.10.1			○	○	○	市町村民税非課税世帯 世帯員収入金額100万円以下等	70歳の者と同じ	・平成14年8月より経済的に低位にある高齢者に 限定。 ・平成20年度に見直しを検討（現状維持） ・「70歳の者」の負担率見直しに合わせる。（規 程をおく）
山梨	S46.4.1				○	○	市町村民税非課税世帯非課税者 （H17.3.31までに受給証の交付を受けて いる者は老齢年金）	※ 高確法準用 （1割負担）	・H25.3.31をもって制度を廃止。 ・H25.4.1から2年間経過措置

※高齢者の医療の確保に関する法律

他府県の状況 (ひとり暮らし寡婦)

【兵庫県保険医療課調査(平成25年4月1日現在)から】

	制度開始日	対象要件	助成内容	備考
滋賀	ひとり暮らし寡婦 H8.10.1 ひとり暮らし高齢寡婦 H15.8.1	【ひとり暮らし寡婦】 母子寡婦福祉法第6条第3項に規定する寡婦で、ひとり暮らしの状態が1年以上継続しており、今後もその状態が見込まれる65歳未満の者。 【ひとり暮らし高齢寡婦】 65歳以上70歳未満の女子。 所得制限有り (老齢福祉年金の所得制限限度額)	ひとり暮らし寡婦: 通院500円、入院1000円/月 ひとり暮らし高齢寡婦: 定率1割負担 (県1/2、市町1/2)	・平成19年度に議会で寡婦制度廃止を検討(制度維持)
福井	S53.4.1	夫と死別、離婚後婚姻していない者で同居している者がいない者。 年齢制限なし。 所得制限有り(児童扶養手当本人一部支給欄適用)	自己負担分3割を助成 (県1/2、市町1/2) ※自己負担なし	・検討は行っていない。
長崎	S54.10.1	母子寡婦福祉法第6条第3項に規定する寡婦または未婚の女子のうち、年齢60歳以上70歳未満でかつ扶養義務者と生計を同一にしない者。 非課税者のみ対象。	自己負担 入院1,200円/日 通院は対象外。 助成(県1/2、市町1/2)	・検討は行っていない。

○実施していた都道府県 … 佐賀県(平成23年廃止)、福岡県(平成22年10月廃止)

本県と同様の制度(ひとり暮らし**高齢寡婦**)を持ち、今回の国の制度見直しで影響を受ける都道府県はない。